

令和 5 年度

第 10 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年1月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地判断について
- 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第5号 大多喜町農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- 報告第4号 利用権の終了について

<出席委員> (9名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番委員：加曾利 益弘 | 2 番委員：佐川 順一郎 |
| 3 番委員：渡邊 さなえ | 4 番委員：森 紀久嗣 |
| 5 番委員：鈴木 孝一 | 6 番委員：井口 峰幸 |
| 8 番委員：矢代 とみ江 | 9 番委員：末吉 章二 |
| 10 番委員：渡辺 忠洋 | |

<欠席委員> (0名) ※ 1名欠員

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山) 議長 (渡辺会長)	開 会 (午後 2 時 0 0 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 す。 ただ今から、令和 5 年度第 1 0 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。 (渡辺議長あいさつ) 皆さん、新年あけましておめでとうございます。 本年もよろしくお願いします。 令和 6 年の最初の農業委員会総会に出席いただきありがとうございます。 今年は、新型コロナウイルス感染症も落ち着き、久しぶりに穏やかな新年を過ごせるということで、地元の新年合同参拝に地元神社に参会いたしました。 くつろいでいたら、能登半島での大地震ということで驚き、この寒さの中で被災者の気持ちを思うと言いたいようのない、心の悲しみがこみ上げてくる状況になりました。 また、2 日は羽田での事故があり、大変な正月だったと思います。 農業関係では、昨年の 1 2 月にもお話しましたが、地域計画を令和 6 年度になんとかしなさいという農林水産省の話もありましたので、令和 7 年 3 月までに完成するかはともかくとして、策定に向けて農林課、農業委員、推進委員、農業担い手、関係団体と協力し策定していきたいと思っております。 皆様方もご協力をお願いします。 本日は、よろしくお願いします。 それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 6 番の井口委員と 8 番の矢代委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
---	--

事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 2 8。所在：大戸地先 8 筆。地目：田及び畑。地積：4,595 m²。譲渡人：千葉市の方。譲受人：いすみ市の方。事由：譲渡人/耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/以前から本申請地を耕作しており、自作地に近い為。権利内容：所有権移転。報告第 4 号の届出と関係があります。 番号 2 9。所在：小土呂地先 8 筆。地目：田及び畑。地積：5,048 m²。譲渡人：埼玉県の方。譲受人：茂原市の方。事由：譲渡人/本件土地を相続したが、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地を購入し家庭菜園、果樹の栽培を計画している。権利内容：所有権移転。 なお、譲受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	議案第 1 号、番号 2 8 については、私が現地調査をしましたので、報告をします。 番号 2 8 について、1 2 月 2 8 日午前 9 時に譲受人夫婦と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 これらの農地は、3 0 年前位に所有者の親が亡くなってから譲受人が耕作をしております。 田は、水稻。畑は、葉物、落花生等を耕作しております。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号 3 について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 2 8 につきましては許可することで決定いたします。

	続きまして、番号２９については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
矢 代 委 員 (８ 番)	番号２９ついて、１２月２２日午前中に申請者の代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は３筆の田は、地元の方と小作契約をしております。 他の５筆の現況は、保全管理されております。 譲受人は、賃貸の住居に住んでいるため、家を探していたそうです。希望した物件があり、不動産屋を介して譲渡人の宅地、農地、すべてを購入し、移住する予定です。 保全管理されている畑は、果樹の柿、イチジク、みかん、ブルーベリーなどを栽培するそうです。 田は、現在耕作している方に教わりながら耕作するそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
佐 川 委 員 (２ 番)	これだけの面積を作付けするということですが、機械が記載されておりませんが、どうする予定なのでしょうか。
事 務 局 (寺 井)	現在、耕作されている方に教わりながら、機械も借りて耕作し、少しずつそろえていくそうです。
佐 川 委 員 (２ 番)	譲受人の職業はなんですか。
事 務 局 (寺 井)	会社員です。
議 長 (渡辺会長)	他にご質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号２９について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長	異議なしと認め、番号２９につきましては許可することで決定い

(渡辺会長)	たします。 続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (寺井)	2頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 次のとおり農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号5-5。所在：板谷地先1筆。地目：畑。地積793㎡の内97㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。転用事由：養鶏業を営む準備のため、雛を飼い始めたが思ったより数が増えてきてしまい、自宅脇の倉庫では手狭になってしまった。鶏舎を建てる場所を探し、何ヶ所か候補地は見つかったが契約までには時間が必要であったため仮に家の前の農地に鶏舎を建ててしまった。一時転用を伴う賃貸借権設定、始末書付き。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号5-5については、森委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
森委員 (4番)	議案第2号 番号5-5について、12月27日午後1時30分に事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、鳥が増えすぎて困ってしまったということで、簡易な鶏舎が建っております。 始末書が出されており、一時転用のため問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
加曽利委員 (1番)	この方は、外国の方で1人ですか。
事務局 (鈴木)	外国の方で、1人暮らしですが、複数名の方とやっているようです。

加曾利委員 (1 番)	大丈夫ですよね。
森 委 員 (4 番)	大丈夫だとは思いますが。
加曾利委員 (1 番)	変わった鳥を飼っているのですか。
事 務 局 (鈴 木)	アヒルとニワトリです。
議 長 (渡辺会長)	今回の申請は6カ月の一時転用ですが、その後は他に移転するというのですか。
事 務 局 (鈴 木)	その予定で、候補地を探しているようですが、民家が近いので臭い等の関係もあるので、あまり長い期間の許可は出来ないと話してあります。
加曾利委員 (1 番)	鳥は何匹位いるのですか
事 務 局 (鈴 木)	100匹くらいです。
井 口 委 員 (6 番)	現地調査の時は、臭いはしましたか。
森 委 員 (4 番)	現地調査の時は、臭いはほとんどしませんでした。 臭い等の問題もあるので、6カ月という期間になってます。
井 口 委 員 (6 番)	臭いのトラブルの心配はないのでしょうか。
事 務 局 (鈴 木)	自宅の脇で飼育していた時には、トラブルがあったようで、少し離れた現在の場所に、仮の鶏舎を建ててしまったということです。 今後も、臭いの問題もあるといけないので、早めに次の場所を見つけてもらうようには、話しておりますが、生き物がいるため期限付きの6カ月としてあります。
議 長	他にご質問はありますか。

(渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号５－５について許可することとしてご異議ございませんか。
加曾利委員 (１番)	生き物がいるので許可するしかないでしょう。
矢代委員 (８番)	６カ月の一時転用なので、過ぎたら飼えませんという指導等を農業委員及び事務局で行っていくということで許可するしかないと思います。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号５－５につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第３号「非農地判断について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (寺井)	３頁をご覧ください。 議案第３号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第２条第１項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。 番号５－４。所在：紙敷地先１０筆。地目：田及び畑。地積５,０４４.１３㎡。遊休農地の区分：再生困難な農地 番号５－５。所在：小土呂地先２筆。地目：畑。地積２４９㎡。遊休農地の区分：再生困難な農地 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 議案第２号、番号５－４については、森委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
森 委 員 (４番)	番号５－４について、１２月２０日午後に事務局と航空写真及び現地にて調査を行いましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、基盤整備等はされておらず、雑木等生い茂り農地としては適さないと考え非農地として判断しました。 ご審議の程お願いいたします。
議 長	ご質問のある方は発言をお願いいたします。

(渡辺委員)	それでは特にご質問がないようですので、番号５－４について非農地として認めることとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺委員)	異議なしと認め、番号５－４につきましては非農地として認めることと決定いたします。 続きまして、番号５－５については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。
矢 代 委 員 (８ 番)	番号５－５ついて、１２月２２日午後に申請者の代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、３０年以上前から雑木、竹等が生い茂り農地としては適さないと考え非農地として判断しました。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺委員)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号５－４について非農地として認めることとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺委員)	異議なしと認め、番号５－４につきましては非農地として認めることと決定いたします。 続きまして、議案第４号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	５頁をご覧ください。 議案第４号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号５－４。所在：大戸地先９筆。地目：田及び畑。地積 9,407㎡。判定地目：学校用地 事務局からの説明は以上です。

議 長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 議案第4号、番号5-4については、私が現地調査を担当しましたので報告をします。 番号5-4について、12月28日午前10時に現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、旧小学校の敷地内となっております。 地元の年配者の話を聞いたところ、この学校は敷地が狭かった関係で、昭和15年から昭和45年頃に3・4回の増設が行われた関係で農地の変更登記がされていなかったのではないかと話でした。 すでに50年経過していることから、すでに農地ではないため非農地として判断しました。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (6 番)	なぜ、今頃になってこのような申請がされたのでしょうか。
事 務 局 (鈴 木)	現在利用している団体が、ある申請をした時に底地が農地の所では申請が出来ないということになり、今回の申請になりました。
議 長 (渡辺委員)	他にご質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号5-4について非農地として認めることとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺委員)	異議なしと認め、番号5-4につきましては非農地として認めることと決定いたします。 続きまして、議案第5号「大多喜町農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	6頁をご覧ください。 議案第5号「農大多喜町農用地利用集積計画について」大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。

	番号 25 新規の案件です。 所在：小土呂地先 1 筆。地目：田。地積：1,647 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の 69 歳の方。借賃：10a 当たり米 18 kg。期間：10 年間 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————
議長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	7 頁をご覧ください。 議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」次のとおり、農用地利用集積等促進計画案について審議を求める 今回は、4 件の案件があり、2 件が農用地利用集積計画からの切替で 2 件が新規の案件となっております。 詳細は、資料のとおりとなっております。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————
議長	異議なしと認め、議案第 6 号は原案どおり決定することとしま

(渡辺委員)	す。 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事務局 (寺井)	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり8件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり3件の届出を受理しました。 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について届出があったので報告する。 資料のとおり1件の届出を受理しました。 報告第4号 次のとおり利用権の終期が到来したため、処理を行ったことを報告する。 資料のとおり4件の終了の処理をしました。 報告事項は以上となります。
議長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局 (鈴木)	ありません
議長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 (午後3時19分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月5日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 井口 峰幸

署名委員 矢代 純江